

(仮称) 調布市議会の個人情報の保護に関する条例 (案) の概要について (説明資料)

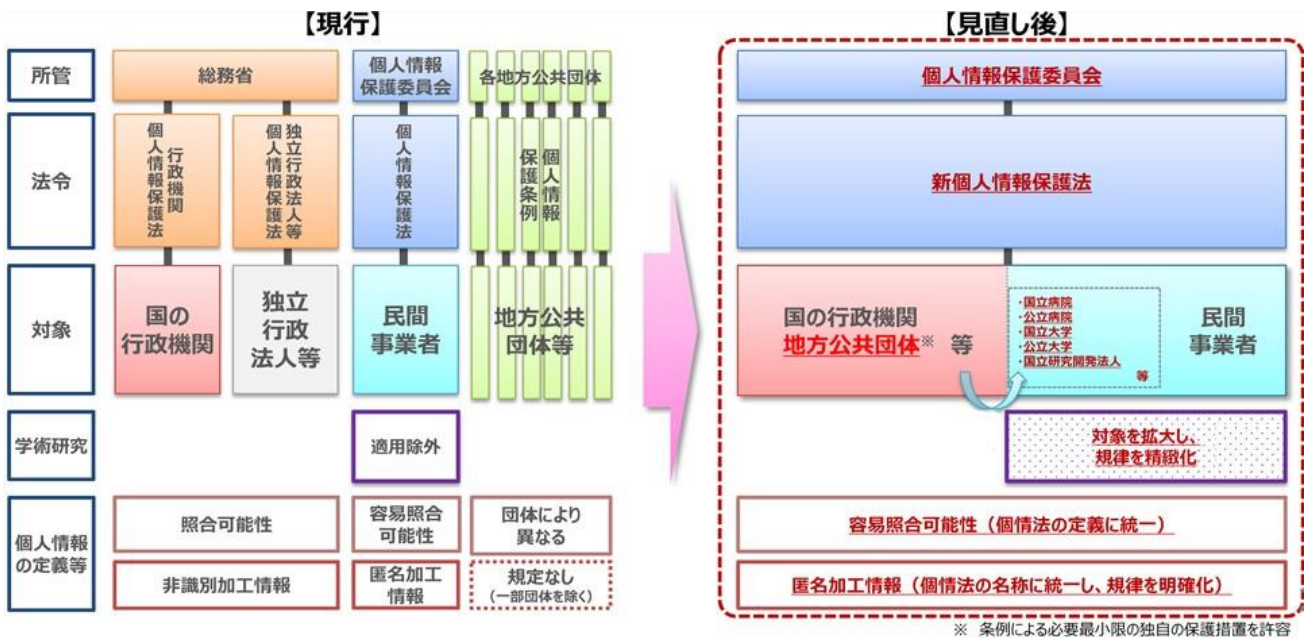
1 条例制定の背景

これまで個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、団体ごとに規定されてきました。

令和3年5月の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「新個人情報保護法」という。)が改正され、これまで団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が一本化されることになりました。令和5年4月からは、新個人情報保護法の規律が全国共通ルールとして地方公共団体に適用されることとなります。

一方で、地方公共団体の議会は、個人情報保護に対する基本的な責務などの規定を除き、国会や裁判所が新個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され、新個人情報保護法の適用対象外となります。制度の全体像や新個人情報保護法と議会の適用関係等については、下記表1～表3のとおりです。

(表1) 個人情報保護制度見直しの全体像



(表2) 新個人情報保護法と議会の適用関係

新個人情報保護法 第2条 (第11項第2号)

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 (略)
- 二 地方公共団体の機関 (議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。)
- 三・四 (略)

(表3) 「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる事項

<p>新個人情報保護法 第2章、第3章及び第69条第2項第3号 (地方公共団体の責務) 第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、<u>地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</u> (地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護) 第12条 <u>地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 (略) (利用及び提供の制限) 第69条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一・二 (略) 三 他の行政機関、独立行政法人等、<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</u> 四 (略) 3・4 (略)</p>
--

2 条例の名称及び目的

(1) 名称

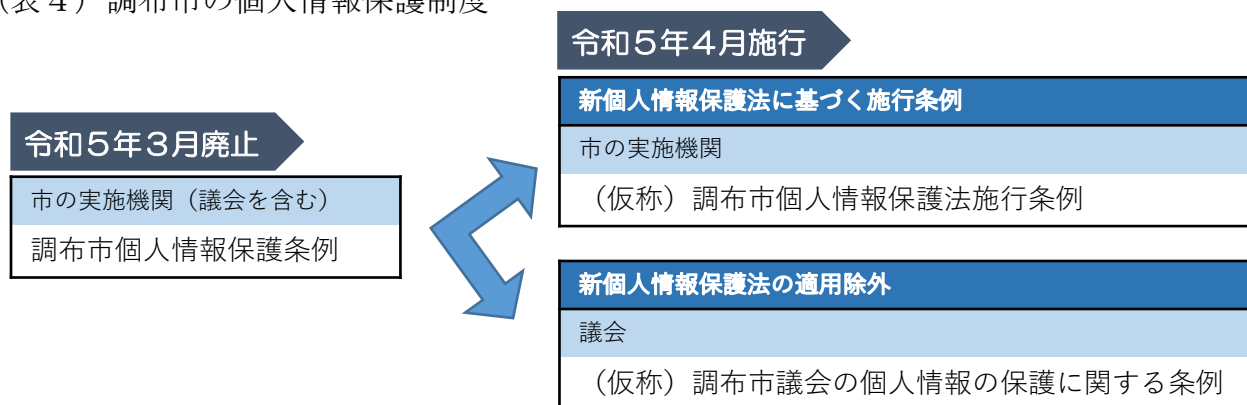
(仮称) 調布市議会の個人情報の保護に関する条例 (以下「条例」という。)

(2) 目的

令和5年4月から新個人情報保護法の規律が地方公共団体に直接適用されることから、現在の調布市個人情報保護条例 (以下「現行条例」という。) が令和5年3月末で廃止となります。

ただし、議会は新個人情報保護法の適用外となることから、新たに議会として個人情報の保護に関する条例を制定します。令和5年4月以降の調布市における個人情報保護制度は、下記表4のとおりとなります。

(表4) 調布市の個人情報保護制度



3 法改正に伴う対応

法改正に伴い、以下のとおり条例を制定します。

条例では、新個人情報保護法の第1章 総則、第2章 国及び地方公共団体の責務等、第3章 個人情報の保護に関する施策等、第5章 行政機関等の義務等 第1節～第4節 (第1款～第4款)、第7章 雑則、第8章 罰則の各規定に対応するように規定します。

(表5) 条例の規定内容

◆ 条例の規定内容	◆ 新個人情報保護法
第1章 総則	第1章 総則 (1~3条)
第2章 個人情報等の取扱い	第2章 国及び地方公共団体の責務等
第3章 個人情報ファイル	第3章 個人情報の保護に関する施策等
第4章 開示、訂正及び利用停止	第4章 個人情報取扱事業者等の義務等
第1節 開示	第5章 行政機関等の義務等
第2節 訂正	第1節 総則 (60条)
第3節 利用停止	第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い (61~73条)
第4節 審査請求	第3節 個人情報ファイル (74・75条)
第5章 雑則	第4節 開示、訂正及び利用停止
第6章 罰則	第1款 開示 (76~89条)
附則	第2款 訂正 (90~97条)
	第3款 利用停止 (98~103条)
	第4款 審査請求 (104~107条)
	第5款 条例との関係
	第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等
	第6節 雑則
	第6章 個人情報保護委員会
	第7章 雑則 (171~175条)
	第8章 罰則 (176~185条)
	附則

(表6) 主な規定内容

(1) 個人情報の取扱い	新個人情報保護法第61条～第73条の規定に準じて個人情報の取扱いを定めます。
(2) 保有個人情報	保有個人情報は、議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものとします。 なお、議長を含む議員（以下「議員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報は、保有個人情報から除外するものとします。
(3) 仮名加工情報及び匿名加工情報	仮名加工情報及び匿名加工情報については、議会が作出することは想定し難いですが、取得することは想定され得るため、取扱いの規定を設けます。 ※仮名加工情報とは…個人情報を法に規定する措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。 ※匿名加工情報とは…個人情報を個人情報の区分に応じて、記述等の一部を削除する、または個人識別符号の全部を削除する措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。
(4) 個人情報ファイル	新個人情報保護法第74条及び第75条の規定に準じて個人情報ファイルについて定めます。
(5) 開示、訂正及び利用停止	新個人情報保護法の規定（開示：第76条～第89条，訂正：第90条～第97条，利用停止：第98条～第103条）に準じて、議会が保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めます。
(6) 開示請求に係る手数料	現行条例と同様に、保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とし、複写などの費用は請求者負担とします。 なお、調布市で施行予定の（仮称）調布市個人情報保護法施行条例においても同様となります。

(7) 調布市個人情報保護 審査会への諮問	開示決定，訂正決定，利用停止決定又は開示請求，訂正請求，若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは，調布市が設置する調布市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこととします。 また，個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときには，審査会に諮問することができることとします。
(8) 運用状況の公表	議長は，毎年1回，条例の施行の状況を取りまとめ，その概要を公表するものとします。
(9) 罰則	新個人情報保護法第176条～第185条の規定に準じて，議会事務局職員等に対する罰則を定めます。 過料の額については，新個人情報保護法の規定では10万円以下とされていますが，地方自治法の規定により，特別の定めがない場合，条例で定められる過料上限が5万円となっていることから5万円以下とします。 なお，議員は，罰則の対象外とします。 ※罰則規定については，東京地方検察庁と現在協議を行っています。

4 条例制定のスケジュール

- (1) パブリックコメントの実施（令和4年10月3日～11月1日）
- (2) パブリックコメントの意見集約，条例案の作成（令和4年10月～11月）
- (3) 令和4年11月30日開会予定の第4回市議会定例会に議案提出
(令和4年11月～12月)
- (4) 条例関連規程等の改廃（令和5年1月～3月）
- (5) 条例施行（令和5年4月）

(表7) 条例施行までのスケジュール

